

6月開校 鶴岡市

ハートレーニング
—— 急がば学べ ——

医療事務科

受講生募集

● 病院・クリニックでの医療事務、薬局での調剤薬局事務、医事オペレータによる診療報酬請求事務に関する知識・技能を習得します。

● 医療事務に関する資格取得、あなたの再就職をバックアップします。

医療事務 技能審査試験：8/24（日）

医事オペレータ 技能認定試験：9/4（木）



訓練期間	令和7年6月6日（金）～ 令和7年9月5日（金）（3か月間） 基本時間：9：30～16：00 休日：原則、土・日・祝日
訓練場所	株式会社ニチイ学館山形支店酒田営業所 鶴岡教室 鶴岡市若葉町23-38 ニチイケアセンター鶴岡（裏面「地図」参照）
定員	15名（最少催行人数10名）
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して訓練修了3か月以内の早期再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約20,000円が必要となります。また、検定料（医療事務技能審査試験受験料10,800円、医事オペレータ技能認定試験受験料9,020円）等は個人負担となります。
募集締切	令和7年5月19日（月）昼12時
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
選考会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日時：令和7年5月26日（月）午前10時30分から（時間厳守） ※受付時間：午前10時から午前10時20分まで 場所：産業技術短期大学校庄内校 5階 大講義室（裏面「地図」参照） 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆、ボールペン）を持参してください。

【お問合せ先】

山形県立庄内職業能力開発センター 能力開発支援担当
〒998-0102 酒田市京田三丁目57番4号
Tel 0234-31-2700
ホームページ <https://www.shonai-noukai.jp/>

◆訓練概要◆

【訓練目標】 医療事務の知識・技能を身に付けて資格取得を目指すとともに、就職に必要なスキルを習得し、早期再就職を目指す。

【目指す職務】 病院やクリニックなど医療機関での窓口業務、調剤薬局での調剤報酬請求業務

【訓練カリキュラム】

総訓練時間（目安）300H

科目	科目の内容	時間数
医療事務	医療保険制度、診療報酬点数の基礎知識、診療報酬明細書、受験対策演習	160H
調剤薬局事務	薬の基礎知識、調剤報酬点数、調剤報酬請求書の作成	30H
医事コンピュータ	システム基本操作、外来会計、入院会計、レセプト作成等	60H
ホスピタリティマナー等	医療機関における窓口業務基礎知識、接遇マナー	18H
就職支援等	応募書類の作成、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション、職業人講話等	32H

※キャリア・コンサルティングを受ける場合はその計画に従って下さい。

【訓練科 PR 情報】 私たちの健康な暮らしを支える医療機関、そこで働く医療事務のお仕事は、社会的ニーズも高く安定して働けるお仕事です。訓練では、ベテラン講師による指導で、基礎知識から専門知識、接遇マナーまで実践的なカリキュラムで学び、資格の取得、再就職を目指します。

（㈱ニチイ学館山形支店酒田営業所）

【選考会場】

場所：産業技術短期大学校庄内校 5階 大講義室

住所：酒田市京田 3-57-4

電話：0234-31-2700

※お車で越しの際は、建物正面又は裏側の駐車場をご利用ください。

【訓練会場】

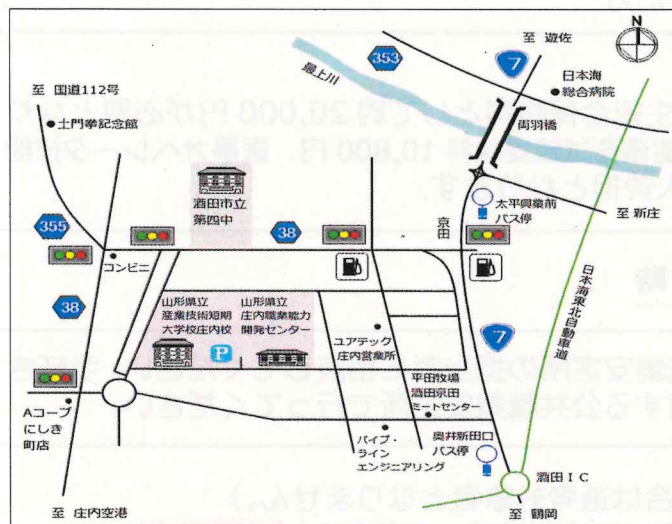
場所：㈱ニチイ学館山形支店酒田営業所 鶴岡教室

（ニチイケアセンター鶴岡）

住所：鶴岡市若葉町 23-38

電話：0234-21-2621（㈱ニチイ学館山形支店酒田営業所）

※無料駐車場あり。鶴岡駅から徒歩 20 分、庄内病院バス停より 5 分



◆ご相談・お申込み窓口◆

酒田公共職業安定所	〒998-8555 酒田市上安町 1-6-6	TEL 0234-27-3111
鶴岡公共職業安定所	〒997-0035 鶴岡市馬場町 2-12	TEL 0235-25-2501
新庄公共職業安定所	〒996-0011 新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい